

野田勝康委員長

予定を言うと、9月30日までに報告書を提出するという契約をしている。9月30日に正式な中川さんの印鑑のついた正式文書が議長のところへ届けられる。議長は、それを受けられて、それで中川会計士にわれわれが委託した報告は終了する。それを受けて、翌日の10月1日に全協に入る。こういう流れで考えていた。

稲垣司郎委員

一応、特別委員会があるので、協議することが。まだ、出尽くしていないようなので。これを議長が受け取ってしまえば、そこからは議長の責任になってしまう。特別委員会の中で疑問点とか修正点を出して、それを添付して、委員長も加わって議長に話された方がよいのではないか。議長として、太っ腹なので受けると言われるかもしれないが。

野田勝康委員長

ただ、一定の委託期間がある。9月末までに報告書を出すことになっているので、一応、これはこれとして報告だけは出させてもらうつもりでいる。

稲垣司郎委員

それはよいが、報告書を出すのに、前回の協議会で出たことを抜きにして、そのままぽいっと持って行けば、委員会としての立場が。委員会として熟した話ができなくても、こうした意見もあるとした委員会の添付書類も付けて持って行けば、議長として全協でやりやすい。

野田勝康委員長

分かるが、ただ、そうなると出す日がいつになるか分からない。

稲垣司郎委員

先ほど1日までという話であったが、これについては本会議までに、それぞれに意見があれば簡単にまとめればどうかと思うが。

野田勝康委員長

それであれば、今、私が出しているような、こういう意見書を集約させてもらって、これについてみんなの意見をまとめたものを報告書に添付させてもらえばと思うが。

稲垣司郎委員

全協の時に、「特別委員会にいて質問もできなかったのか」という話になれば、「そんなことはない」とも言えない。

野田勝康委員長

京都府の職員のOBに聞いたところ、その土地の交渉から取得するまでを全部残すということであった。それが常識だと。契約書だけ残しておいても何にもならないと、えらく怒られた。

野田勝康委員長

先行取得過程というのは、ひとつの形式的なまとめ。それよりも大事なのは起案文書とか、取得に係ること。なぜ取得しなければならないのか、むしろその方が大事。それが「ない」と言う。

稲垣司郎委員

「福知山市土地開発公社処務規程」の中の第4条には、「事務局長は、上司の命を受けて公社業務を掌理し、所属職員を指揮監督する」と書いてある。また、第6条には、「理事長が必要と認めるときは、地方公共団体の職員に対してその任命権者の承認を得て、公社の事務の一部を委嘱することができる」とある。問題は、第9条「文書を收受したときは、文書件名簿に必要事項を記入の上、事務局長に配布するものとする。ただし、重要又は異例に属する文書は速やかに理事長まで閲覧に供さなければならない」と第10条「処理済の文書は、その事務の始めから処理の順序に従って関係文書を綴り合わせ、その経過を明らかとなるよう整理しなければならない」と書いてある。このことが全く守られずに、口頭だとか「ない」と大それた話をするので、「素人くさいことを言ってくれるな」と失礼であったが言わせてもらった。開発公社の専務理事なら、特に熟読してかからないといけないところなのに、あの答弁。

野田勝康委員長

稲垣委員から私が言おうとしていたことをフォローしてもらった。今後は、「これまでの協議内容と問題点の整理」はいつも分かるようにしておいてもらいたい。これを進めていけば、提言がより具体性を持ったものになるのではないかと考えているので、これを持っておいでいただきたい。また、各委員さんはこの文書規程に目を通してもらうことが必要で、特に開発公社のところは全く守られていない。

今日は、「これまでの協議内容と問題点の整理」の1から4までをやりたかったが、一応、4時半の予定で考えていたので、今日のところはこの程度で止めさせてもらう。次回、10月1日の全協での中川会計士の報告並びに質疑を受けて、その後の協議会でさらに中川会計士に質問を投げかけて回答を求める。このあたりからスタートが切れるのではないかと考えているので、今日のところはこのあたりで協議会を閉じさせてもらいたい。

稲垣司郎委員

今日もらった報告書は、どこへ上がって行くのか。

福知山市土地開発公社の不適切な事務処理等調査特別委員会 研 修 会 記 録									
開 会 日		平成22年7月13日 (火)							
開会時刻		午後 1時 30分							
閉会時刻		午後 3時 41分							
場 所		第3委員会室							
案 件									
・ 平成20年度、21年度決算書の見方 ・ 調査方針について									
講師：スター監査法人 公認会計士 中川正茂 氏									
出席者	議 員	野田勝康委員長、大西敏博副委員長 審良和夫委員、大谷洋介委員、稲垣司郎委員、木戸正隆委員、 荒川浩司委員、塩見 仁委員、高宮辰郎委員、高宮泰一委員							
	事務局	辻本次長、丸山次長補佐、山本主任、大西係長							
	説明員								
	その他								
閲覧	議長	委員長	事務局長	事務局次長	庶務係長	調査係長	議事係長	会議録調整者	
									
	報告日	平成22年7月23日			終了日	平成22年8月23日			

ちょっと、そのあたりは検討させてもらう。ただ、議長が委託して、9月30日には正式に議長に提出してもらうことになっているので。この報告書に対する委員会の意見は、一定、文書なり口頭なりで添付してもいいのではないかと思いますので、ちょっと検討させてもらう。

それでは、ちょっと予定の時間を過ぎたが、今日の協議会を閉じさせてもらう。

閉 会 午後4時37分

審良和夫委員

公社の懐具合でお金があれば金利を払うと、ない場合は金利を少しの計上で済ませるということをやってきたということか。

公認会計士：中川正茂氏

金は払っているが、損益計算書の支払利息で処理するか、財産として土地の値段に上乗せするか、帳簿上の処理をどうするのか、正しい処理はどうだったのかと。20年度決算書では損益計算書の支払利息が57万であっても、貸借対照表で（支払利息の）約1億円が流動資産に（公有用地等に振り替えして）オンされていると。キャッシュ・フロー計算書では公有地取得事業支出に計上されているであろうと。利息の支払いも事業活動の項で計上していると。

高宮泰一委員

平成19年度決算書では支払利息は計上されていない。また平成18年度決算書以前は毎年2,000万円程度計上されている。平成20年度は57万円と。何か意図があるかと疑われる。

公認会計士：中川正茂氏

公社の（経理処理の）ルールがこうするということがあって則ってされているのか。意図的に利益見ながら資産に上げたり、経費で処理したりとしているのか。ルールがあっても国の基準に従ったルールなのか、福知山市土地開発公社のみのルールなのか確認しないといけない。

高宮泰一委員

以前から何かややこしいといううわさがあったが、勉強して理解しているのは、簿価とは取得価格プラス利息プラス管理費だと。平成17年の会計基準ではすべて利息は簿価に入れるのだからっており、損益計算書ができていると。18年度までの決算書はそうになっているが、平成20年度、21年度決算書は基準に従っていないと。土地開発公社が好きのようにやっていたと。意図的に決算をやっていたと。会計基準を無視したやり方を議会も厳しく対応しなければならないと。先生方もそのあたりを厳しくお願いしたい。

公認会計士：中川正茂氏

平成17年度以降の決算書を集中的に調査して、本来はこうあるべきだったのだということを、記憶の範ちゅうの中で、決算書の中で意図的にやっているのかどうか、忘れましてはならない。どういう思いの中で土地開発公社が決算を組まれてきたのか、今までの決算とあるべき決算を見比べて、どういう意図があったのかと調査していけるのかと。

高宮泰一委員

土地開発公社と市の取り決めで、簿価プラス利益5パーセントを事務費として

福知山市土地開発公社の不適切な事務処理等調査特別委員会 研修会 記録

H22. 7. 13 (火)

出席者 全委員

< 開会 午後1時30分 >

野田勝康委員長

ただ今から福知山市土地開発公社の不適切な事務処理等調査特別委員会研修会を開会する。

本日は、土地開発公社の決算書の見方や調査方針について、委託公認会計士から説明を受けたい。

なお、報道機関3名から傍聴の申し出があるが、許可することに異議ありませんか。（異議なし）それでは、傍聴を許可します。

（ スター監査法人公認会計士：中川氏ほか2名、
新聞記者3名：入室 ）

野田勝康委員長 スター監査法人公認会計士：中川氏ほか2名へあいさつ

公認会計士：中川正茂氏

福知山市土地開発公社の平成20年度、21年度決算書の見方、調査方針について説明

（13：35～15：05）

野田勝康委員長

以上、先生の説明は終わったが、委員の皆さんから質疑があれば。

審良和夫委員

先生の説明では、帳簿上いくらいじることができても、市は報道機関に「市民には迷惑をかけていない」と言っているが、実際のお金が動いているわけではないかもしれないこともあるということか。一般管理費の中で不正な支出などを今後調査をお願いするが、説明を受けた中では市民への迷惑はなかったのかと。

公認会計士：中川正茂氏

新聞報道では帳簿価格や金利計算など出ているが、決算書を見る中で金利処理がされていると。単なる数字の遊びであるという可能性が高いのでは。

く売らないので金利分をすべて市民が負担しているという議論もなりたつのかと、

木戸正隆委員

この問題が総務委員会で出てきたときは、市の財政健全化で総務省がいろいろ言ってきた中で、財務部が資料を出してきたのがきっかけと。

金利と人件費、ここでいう一般管理費だと。5000万江から6000万と。バブル高い中で土地を買ってきたと。財務部は急に財政が悪くなったと総務省からは一般会計だけではなく、すべて見られて再建団体になってしまうと。

土地開発公社は土地の売買はせずに、人件費については出向であると。市長などが役員になっており、詳細をすべて出してみろと。総務委員会で調査研究してきたのが発端と。

塩漬け土地について、バブル期に土地を買って金利支払わなければならないと。ある一定10年など、社会的情勢で仕方がないのか、また粉飾で市民や議会に隠してやってきたのかがポイントで、意図的にしているのかは決算から見て調査すると。社会的な要因で仕方がない面と、早くオープンにして人為的なものと議会も正さなければならない。議会も債務負担行為を承認している。議会が同意しなければ銀行から借入れできないと。市がすべて担保すると。人為的なことと、一般管理費、人件費の差は出向してきてそれほどないかと、そのあたりを着眼して調べていただきたい。

塩見 仁委員

会計処理は資産勘定と負債勘定であがっており、理解してそう差はないと。しかし、処理の視点が違うと指摘いただいた。今回修正されて、終局は社会情勢から結果として土地開発公社が市にどう影響するのかと。調査してもらって市民に影響があったかなかったか。過去は逆に安く土地を買って、まちづくりに貢献してきた経過があるが、現時点では逆現象と、土地開発公社のあり方が問われると。実際の簿価が実勢価格と比べて市財政にどのように影響してくるかということにたどりつくのかと。

プロが見て精度のある試算ラインはどの程度かということを教えていただければありがたい。

公認会計士：中川正茂氏

金利を資産に計上しているが、バブル期ではほっといても土地の値段は上がっていくと。金利負担分もそれ以上の土地の価格になっていると。現在は土地が下がり、買ったときは時価で買って、公社の帳簿価格は金利を上乗せして、1億円で土地を買っても3年間で時価では8,000万円と。しかし、金利が毎年1,000万円で帳簿価格は1億3,000万円と。帳簿上1億3,000万円のz財産があるといっても、実際の時価は8,000万円で含み損が5,000万円あるとなりかねない。市が買い取る場合も時価8,000万円の土地を1億3,000万円で買い戻すと。または債務負担行為で買い戻し金利負担分はやむなしとなるのか。公社の財産については、金利は上乗せされていき、時価は下がって

上乗せして支払うと。事業収益と、事業原価プラス5パーセントと。それほど利益は出ない。それ以外に民間売却もそれほどなく、代替用地として一部あると。

平成21年度決算で、事業収益で16億円、事業原価12億円と。20年度まで事務費5パーセントで買い戻していたと。これこそ粉飾ではないかと。

公認会計士：中川正茂氏

事業収益で16億6000万円で、事務費5パーセントがあっても事業原価16億円程度ではないかと。金利が乗っていないのが原因ではないかと。

高宮泰一委員

市ではそういう説明であったが、それでいいのか。

公認会計士：中川正茂氏

決算書の作り方で、平成21年度では事業原価12億円で正しくは16億円だったと。4億円原価を増やさなければならないと。過去は利息を経費で処理しており、損で落としているものを益で戻すと。それが前期損益修正益に計上していると。会計処理の考え方として過去に遡ってすべてを計算しなおすのか、今年の決算ですべてを直すのかという2つの考え方があり、日本での考え方を今年の決算で過去すべての決算を修正するというのが一般的となっている。それぞれの年度の決算を正しく修正していくと累計した事業原価は16億円程度と出てくるだろうが、過去の決算は修正せず、今年の決算で過去すべてを修正する場合はこのような感じにならざるを得ないと。

審良和夫委員

利息を事業原価に上乗せして土地代金になると。利息を入れない場合は安く買えて、入れた場合は高く買うことになる。

公認会計士：中川正茂氏

土地開発公社が土地を買って1年で市が買い戻す場合と、10年で買い戻す場合では・・・。

審良和夫委員

市は迷惑をかけていないというが、買い戻し価格が膨らんだ場合は市の税金がその分使われたということか。

公認会計士：中川正茂氏

いわゆる塩漬け土地の場合、利息の土地を買う場合は銀行から借金をして買っているので、金利をずっと払い続けると。1年で市が買い取れば銀行の金利も1年で済むが、10年、20年、30年土地を持っていると、ずっとその間金利を払い続けていると。最後は市が金利も合わせて買戻しをしなければならないということになれば、結局、市民に迷惑をかけていないということでは、公社が市に早

のようになされているという説明をさせていただきたい。

野田勝康委員長

他に質問はないか。(ない) なければこれで質問を終了したい。

・中川先生には今後、短時間で調査をお世話になるが、なにとぞよろしくお願いしたい。

本日はありがとうございました。これで研修会を終了したい。

委員の皆さんは少し休憩して、午後3時30分から打ち合わせをお願いしたい。

(休憩 午後3時20分)

(再開 午後3時30分)

野田勝康委員長

再開する。研修会ごくろうさまでした。今後の日程について、前回の協議会で市から説明を受ける日程を7月20日(火)午前10時からと28日(水)午前10時からということで予定を入れてもらっている。20日の開催通知はすでに配付しているが、このように進めていきたい。

市から説明を受ける調査事項については市へ本日届けるので、口頭で補足をしてなるべく明快に回答いただけるようにしたい。委員の皆さんからいただいたバックデータもつけて、一緒に届ける。

開会前に中川会計士とも協議していたが、今後の研修会について、本日はおおざっぱな話をしたが、土地開発公社の全国的な経理基準があり、第2回目に公有地の拡大の推進に関する法律特有の会計処理について説明をしたいという申し出があった、20日は市からの説明のみとし、28日午前10時から予定しているが、会計士は朝9時からでもよいと。午前9時から会計士により公有地の拡大の推進に関する法律特有の会計処理の説明、午前10時30分から市からの説明を受けてはどうかと。時間をおかずに公有土地と代替土地と特定土地と違いがあるようだ。

それでは、28日午前9時から会計士により公有地の拡大の推進に関する法律特有の会計処理の説明、10分程度休憩して、午前10時30分から市からの説明を受けることでよいか。(はいの声あり)

大谷洋介委員

20日も28日もいずれも市から説明を受けるのか。

野田勝康委員長

1回で質疑時間が不足するのではと。2回予定を取っておくと。それを受けて8月の予定を汲んでいきたいと。

審良和夫委員

28日までには一定の調査をお願いして、一定の結果が出てくるということはないかと。

いくと。帳簿価格が実態を表しているのかと、金利計算とは別の観点で未定課内といけないのかと。国の基準でも金利上乗せの帳簿価格と時価が50パーセント以上開きがある場合は、土地の評価替えをするというルールが17年に改正されている。11億円の評価益を計上しており、ある意味で健全だったのかと。

金利を資産に上乗せしているということで、実際に土地の価値があるのかというと、銀行の支払っている金利であり、売却する場合にその金利分が減るわけでもなく、金利分を資産に計上するという国のルール自体がおかしいと、現在の経済環境から見るという考え方もある。

正しい処理はどうかと、現在の時価で含み損をどれだけ抱えているのかと。市民に対しても、もし現時点で公社を解散するのなら、財産が82億円で借金が77億円と。財産を換金して50億円にしかならないとなると、借金27億円だけが残ると。公有地の拡大の推進に関する法律や国のルールでは、損失だけが残った場合は市が全額負担するという公社設立の法律はなっているので、市民生活に影響を与えることになる。

まずは正しい処理だったのかと。不正な支出はないのかと。執行部側は帳簿上での操作のみだと説明しているのなら、このような仕組みでされているのかということをお聞きしたい。今後の調査で詳細は調べていきたい。

稲垣司郎委員

帳簿の操作パターンが全国的なものか、福知山市土地開発公社独自のものか、悪意でしたかどうかは分からないかと。不正な経理処理は事務局内で行われ、理事長等には報告がなかったと。バブル期に買った土地が塩漬けになっても簿価を低く押さえていくという意図があったと認めている。そのようなことが市民に迷惑をかけていないことになるのか。

公認会計士：中川正茂氏

決算処理を恣意的に不正に行っていたこと自体が市民を欺いていることになる。ルールどおりやっておかないと市民も判断を誤るのではと。

野田勝康委員長

簿価の積算で問題になるのは金利支払いの処理と。平成20年度決算では借入金と同じでも支払い金利は57万円のみと。21年度は9,700万円計上している。決算処理方法に一貫性がないと。土地開発公社の経理基準があり、根拠があつてされているのならいいが、利益が出そうなので支払利息を計上しなかったり、赤字が出そうなので簿価に上乗せしたりと、恣意的に操作したと。公有地の拡大の推進に関する法律独特の会計処理に絞って、再度説明をお願いしたいと。その時の利益計上の有無により操作をしていたのではと。支払い利息の扱いがポイントになるのではと。

公認会計士：中川正茂氏

基本的な調査をしつつ、金利処理について20年度や21年度の決算処理はこ

市土地開発公社調査特別委員会研修会 会議録

開 会 日	平成22年7月28日 (水)									
開会時刻	午前9時									
閉会時刻	午前10時30分									
会議場所	第3委員会室									
協議事項 ○ 第1回研修会の要点整理 ○ 公拡法に基づく会計処理について ○ その他										
出席者	委 員	野田勝康委員長 大西敏博副委員長 審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 木戸正隆委員 荒川浩司委員 塩見 仁委員 高宮辰郎委員 高宮泰一委員								
	事務局	辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任								
	説明員									
	その他									
閲覧	議 長	副議長	委員長	局長	次長	庶務係	調査係	議事係	会議録調整者	
										

いのか。私は説明受けても理解しづらいので、実践的な方法での説明をお願いしたいと。

野田勝康委員長
今日はおおざっぱな説明であったので、より具体的に説明したいと。防災センターなど調査して、一定結論出れば中間報告でも報告させてほしいと申しておられる。会計士の皆さんは近いし、若いし、関心もあるということで調査委託を受けたと。次回の7月20日に8月以降の日程を決定したい。
中川会計士に今後の調査予定を聞いたが、7月20日から土地開発公社に調査に入って27日から連続4日間調査に入ると。4人で2人ずつ2班に分かれて調査し、8月初旬には一定報告が出てくるのかと。
7月20日、28日の日程の確認をいただいて、本日の協議会を閉じたい。
大変、ご苦労さまでした。

< 閉会 午後3時41分 >

(第1回研修会の要点整理、公拡法に基づく会計処理について、別紙「福知山市土地開発公社の不適切な事務処理等調査特別委員会研修会(2)」により中川正茂公認会計士から説明)

借入金に係る支払利息を簿価に上乗せした(資産にした)場合も支払利息として費用処理した場合も、その土地が売却できれば、その当該年度の決算書に表記される現金預金は同額となる。ただし、損益計算書の当期利益は異なる。(当然、支払利息として費用処理した分、当期利益は減額して表記される。)

開発公社は、年度によりこの2つの支払利息処理を行ってきたが、平成17年に公拡法の会計基準が改定され、「公有用地・代行用地の取得に要した借入金利息は簿価に上乗せすること」「特定土地に係る取得原価には、特定土地に区分された以降の利息は含めない」とされていた。

また、この改定で、特定土地の時価が取得原価よりも著しく下落(50パーセント以上)した時は、時価をもって貸借対照表価格としなければならないとされた。現在、116筆のうち4筆だけが特定土地とされているが、市と開発公社とであらためて協議する必要がある。

野田勝康委員長

何か質問があれば。

高宮泰一委員

聞かせてもらっていると、決算処理が簿価計算なのか利息計算なのか基準もなくバラバラであるという重要な指摘であったと思う。世間では、これを粉飾決算と言うのではないか。

中川正茂公認会計士

粉飾決算ということになると思う。

高宮泰一委員

儲けなのか損なのか何も実態がわからない。しかし、問題なのは職員にその自覚がないこと。調査途中とは言え、どのように感じておられるのか。

中川正茂公認会計士

公社は公共法人というジャンルに入る。どの会社も儲けが出れば税金を払うが、この公社は税金がかからない。普通は税務署がチェックに入るので、儲けなのか損なのかをきちっとしておかないとというのがあがるが、公社についてはそういうことがないので、やったらやったなり。誰からもチェックがかからないという環境でやっていた。2つの方法はいずれも認められている方法ではあるが、それを年度によってバラバラにやっているのは、やはり粉飾という表現になるのか

市土地開発公社調査特別委員会研修会 会議録

平成22年7月28日

第3委員会室

出席委員：野田勝康委員長 大西敏博副委員長

審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 木戸正隆委員 荒川浩司委員

塩見 仁委員 高宮辰郎委員 高宮泰一委員

事務局：辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任

開会 午前9時

野田勝康委員長

委員のみなさん、おはようございます。

ただいまから福知山市土地開発公社の不適切な事務処理等調査特別委員会 第2回研修会を開催する。

初めに、傍聴の申し出があるのでお諮りする。傍聴してもらうことに異議はないか。

(全委員異議なし)

それでは、傍聴を許可する。また、報道機関から写真撮影の希望があるので許可することに異議はないか。

(全委員異議なし)

それでは、そのようにさせてもらう。傍聴人のみなさんには、配布している「傍聴人留意事項」を遵守してもらうようお願いする。それでは会議に入る。

前回の研修会ではスター監査法人の中川正茂公認会計士から、平成20年度、21年度決算書を用いて決算書の見方の説明と現状の簿価の正確な把握が粉飾金額の算出には重要であること。また、不正支出の有無は損益計算書の調査が必要であること。さらには、今後の調査方針についても一定の説明をしてもらったと思っている。本日の第2回研修会では、第1回研修会の内容の要点について整理をしてもらい、要点を絞って再度説明してもらう。その後、公拡法には独特の会計処理があるので、公拡法に基づく会計処理についての説明を受けたいと思っている。

それでは、早速、中川先生から説明を受ける。

金利の決定を誰がしていたのか、最終的に金利も市民が負担することになるので、誰が金利の交渉をしていたのか確認しておく。今、ざっくりと借入金の利息計算を見せてもらっているが、1パーセント台とかで借りていて、高い金利ではない。平成16年くらいから1パーセントくらいの前半、後半。2パーセントはっていない。金額的にも大きいので、金融機関側もかなり、倒産リスクもないので、それなりに低いレイトを出していると思う。

野田勝康委員長

他に。

木戸正隆委員

今すぐでなくてよいので、市が債務負担行為しているので、最終的に総額がどれぐらいになるのか、その解決方法も含めて徐々にご指導願いたい。

野田勝康委員長

他に。

塩見 仁委員

市が買い戻す金額の算出方法はずっと一貫していて、その点では安心している。防災センター用地は取得原価に金利を上乗せして行って、5パーセントを乗せ、結果的に11億5000万円になった。なぜ、このような金額になるのか、市が買戻す分については、今、説明してもらい理解したが、公社の運営と市の買戻しには関連性がないということで、公社の決算処理は信憑性に欠けると認識している。ただ、それが悪意を持った操作でないことであれば有難いし、よいが、これから十分にそのへんを検証していかなければならないということではないかと思っている。また、今、指摘されたように市中金利の8、9パーセントの負担も容認できない。計算上はそうようになって、その金利分をずっと乗せることについては公社といえ、市といえ不利益になる。そのギャップを公社が運営の中で十分にチェックができているかどうか。

野田勝康委員長

他に。

荒川浩司委員

有料貸付土地が33箇所ある。この貸付の実態が適正なのかどうかについては。

中川正茂公認会計士

今のところは手を付けていない。塩漬け土地の中に貸し付けている土地が33箇所あるが、その賃貸価格の妥当性ということか。

など。それを意図していたのか、していなかったのか。悪意があるのか、ないのかは別にして、どういう思いで決算書を作っていたのかはよくわからないが、意図的に作られていたという部分では、世間一般には粉飾と言うことになる。不正流用があれば大変なことになるが、それがなければ、現段階では粉飾したことによって市民に迷惑をかけたかについては、帳面上、資産か経費かであれば影響はなかったということになる。

野田勝康委員長

他に。

審良和夫委員

今の説明の中で「毎年、金利を市が負担している」という話があったが、もう少し詳しくお願いしたい。

中川正茂公認会計士

毎年、金利を補填しているわけではなく、不動産を公社が抱えている間は。例えば、1億円の土地を公社が買う。買うにあたって金融機関から借金をする。借金をした分に対して半年に一度とか、毎月だとか金利を払うが、これは公社が支払っている。その金利が補填されるのは、市が1億円の土地を買い取る時。公社は金利をたて替え払いし続けてきて、市が買い取る時にその分を精算してもらう。だから、毎年補填しているということではない。

審良和夫委員

ということは、そんなこととは全く関係なしに帳簿はそうなっているとして、実際はこれまで銀行から請求のあった金利を市が買い取る時に全部上乗せして、それに5パーセントの事務費をかけて、それが買い取る値段ということか。

中川正茂公認会計士

そのように公社は言っている。それを今、確認している。

野田勝康委員長

他に。

高宮辰郎委員

昭和63年頃からだと、もう20年くらいになるが、当初の金利は9パーセント、10パーセント。それが、現在だと2パーセント、3パーセント。借り換えは公社独自でやっていたのか。それとも、どうせ最後に市が負担するのでそのままだったのか。

中川正茂公認会計士

っているが、これをどうして決めたのか。平成18年から公社が土地の公募をしているという話を聞いているが、そのことは聞かれているか。

野田勝康委員長

聞いていない。

中川正茂公認会計士

平成18年から、公社は市が買い取らないだろうというものを公募で売却し始めている。公募に出して、売れ残ったものが5筆。これを特定土地としている。公募に出す場合には、市から取得辞退の書類をもらい、それで買取対象から外して売っていることであつた。しかし、ではどれを外すかについてはよくわからないということであつた。売れやすいものからしているのか、そこはまだ議論していない。ある意味、公有用地のままにしておく金利が積みあがっていくので、事業計画が頓挫するのであれば、一旦、都市計画を止めるなり、止めなかったとしても特定土地に振り替えて、頑張って売っていくことは借金を返済して金利を止めるということからも重要かと思う。特定土地の認定というところを、今後、ポイントにしていくべきだと思っている。

野田勝康委員長

中川先生には中間報告の時期もとってもらっているので、今月中か来月にも第3回目の研修会を、報告を兼ねてしてもらいたいと思っている。その時に質問があればしてもらおうということで、今日はあとを控えているので、これで研修会は終わらせてもらう。

閉 会 午前10時30分

荒川浩司委員

そう。

中川正茂公認会計士

見ていけたら、見たほうがよいのか。

野田勝康委員長

単純に路線価で出して、一定の算式があるので概略が出れば。

中川正茂公認会計士

わかった。

野田勝康委員長

他に。なければ、私の方から。資料で説明してもらったが、結論的には単年度ごとの金利を資産勘定に振り替えたものが1番。2番目は、単年度ごとに金利処理、経費処理をしたもの。ただ、いずれの方法でも、実際に土地を売却した段階では、単年度の利益は違うが最終的な通算の損益なり、貸借対照表は同じ勘定になるというふうに理解すればよいのか。

中川正茂公認会計士

そのとおり。

野田勝康委員長

それと、一番大きな問題で、公払法の経理処理要綱では借入金の金利は、公有土地の場合は取得原価に含める。ただ、特定土地は原則、買い戻しにかからないので経費処理をしなければならない。そうすると、本当に公有土地なのか特定土地なのかの仕分けが大きな問題で、その判断が今後、大きなポイントになるということによいか。

中川正茂公認会計士

そのとおり。

野田勝康委員長

それと、減損会計。これは民間では考えられない。民間の場合は取得原価主義なので、1億円の土地が仮に10分の1になっても計算上では1億円であげなければならない。実際に売却した時にその分は損として現れる。今のところ特定土地の下落が50パーセントを下回ることはないが、今後はその危険性があることも非常に重要になってくる。大体、そういう理解でよいのか。

中川正茂公認会計士

そのとおり。もう既に、みなさん、認識されているかもしれないが、特定土地が5筆だけあが

福知山市土地開発公社の不適切な事務処理等調査特別委員会
第3回研修会・第15回協議会 記 録

H22.11.4 (木)

出席者 全委員 (木戸正隆委員は欠席)

< 開会 午後1時32分 >

野田勝康委員長

定刻の時間がまいりましたので、ただいまから土地開発公社調査特別委員会の「公有地拡大推進法にかかる研修会」を開催させていただきます。

木戸正隆委員は風邪のため欠席する旨の届出があったので、報告する。

始めに、傍聴の申出がありますのでお諮りします。

傍聴していただくことにご異議ありませんか。(「異議なし」の声)

それでは、傍聴を許可いたします。

(傍聴者：入室)

(上原綜合法律事務所 (大阪弁護士会所属) 山本大輔弁護士：入室)

なお、この後、研修会開催中に傍聴の申し出があれば、許可することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、以後、傍聴の申し出があれば、それを許可することにいたします。

なお、報道機関より写真撮影の申し出がありますが、これも許可することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声)

それでは、撮影を許可します。

傍聴人の皆様には配付しております「傍聴者留意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

これまでの協議の中で、公有地拡大推進法について法律家の説明を聞き、専門家の意見を聞きたいとの要望を受け、研修会開催を委員会で決定しました。

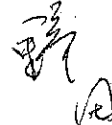
委員会決定を受け、大阪弁護士会から紹介を受けた上原綜合法律事務所の山本大輔弁護士に、10月26日(火)午後4時に正副委員長でお出合いし、研修会での講師を依頼しましたところ、快くお引き受けいただきました。

山本弁護士は、お聞きしますと大阪弁護士会の弁護士業務改革委員会及び行政問題委員会に所属する弁護士の有志で構成される、自治体債権管理研究会の副代表をされておられるということであり、行政問題に大変明るい方です。

本日の研修会では、公有地拡大推進法の内容と解釈について説明していただき、その後、疑問点について質疑を行いたいと思っております。

なお、事前に弁護士と確認をして、傍聴者への資料配付については配付しても

福知山市土地開発公社の不適切な事務処理等調査特別委員会
第3回研修会、第15回協議会 会議記録

開 会 日		平成22年11月4日（木）						
開会時刻		午後 1 時 32分						
閉会時刻		午後 4 時 44分						
場 所		第3委員会室						
案 件								
＜研修会＞								
・ 公有地の拡大の推進に関する法律の内容と解釈について （講師：上原綜合法律事務所（大阪弁護士会所属）山本大輔弁護士）								
＜協議会＞								
・ 市への申し入れ内容の確認について								
出席者	議 員	野田勝康委員長、大西敏博副委員長 審良和夫委員、大谷洋介委員、稲垣司郎委員、荒川浩司委員、 塩見 仁委員、高宮辰郎委員、高宮泰一委員 （木戸正隆委員は欠席）						
	事務局	辻本次長、丸山次長補佐、大西係長						
	説明員							
	その他	上原綜合法律事務所（大阪弁護士会所属）山本大輔弁護士						
関 覧	議長	委員長	事務局長	事務局次長	庶務係長	調査係長	議事係長	会議録調整者
								
報告日		平成22年11月10日			終了日		平成22年11月24日	

○公有地の拡大の推進に関する法律の概要

別紙、弁護士作成資料のとおり

～14:12

<委員の事前質問への回答>

①代替用地の直売行為の違法性について

<事例> 市が土地開発公社に対して代替用地の先行取得依頼をし、公社が取得し、その後市と協議の上、土地開発公社の名義のまま、土地を民間等に売却した。

基本的な流れは、用地取得委託契約により取得原価に利息、諸経費等を上乗せし、市へ売却する。その後代替地購入希望者に市が時価で売却する（以下「標準的な処分方法」とする）。

公社による保有土地の処分は法17-1-1で規定されている。処分相手方の条文明示はない。ただ、文献では、事業用地は国・公共団体及び民間企業など事業実施主体に、造成対象地は空き地として利用する企業や一般民間人にと書かれている。事業用地や代替用地として法4-1に基づく届出による先行取得用地を、公共の目的以外に処分することは認められていない。

先行取得した代替用地を処分する理由は、形式的には市との用地取得委託契約に基づく行為であり、実質的には市の特定事業に係るものであり、市が名義取得し購入するものであり、法の趣旨は秩序ある都市整備を目的とする公共事業の円滑・迅速な実施であり、代替用地を提供することで立ち退きによる公共事業の円滑実施に資するものになる。最終的な公社の損失を市がかぶるので、市の財政負担が多くなることは法の趣旨に反する。

標準的な処分方法で市が土地購入希望者に売却する場合、時価より高く売れば市が損をする。また、公社が<事例>のように民間等に直接販売する場合、時価が市に売却する価格より低ければ公社が損をする。

市と公社は公共事業を一体的に進める主体であり、公社設立の趣旨は市より柔軟に動ける主体を作ることであり、市の損得も公社の損得も法は同視し、両者に損得がないように運用するように求めていると解釈される。

第三者売却については、「公拡法の一問一答」という書籍には、1つには公社は住宅用地の造成事業、内陸工業用地の造成事業を行う者に対して土地売却できるかとの問いに対し、単に土地の処分のみを行うことはできないものと解される。住宅用地の造成事業等は公社の土地の取得・造成・処分を行い、事業主体となっているものをさすものであると。

造成住宅用地を一括して民間企業に処分できるかとの問いに対し、公共団体等の公益法人の場合もあるが、多くは個人や民間団体であると思われる。法では特に処分の相手方に制限を設けていないので、法的に許されるものと考えられる。しかし、公社が公共団体が変わって各種事業を行う公共的使命をもつ法人であり、抽選や競争入札など公平な方法によるものとし、不平・不満等疑われないものでなければならない。

当初の事業目的に反する処分をしてはならないと。

よいと言ってもらいました。また弁護士の発言については、録音することは避けていただきたいと確認しているので、そのようにお願いします。

（傍聴者へ弁護士作成の資料<別紙>を配付）

それでは、早速ですが山本先生から説明をお願いします。

山本大輔弁護士（13:19～）

最初にお断りしたい。

本日の研修会は公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）の制度概要の説明をしてほしい依頼を受けたものであり、個別案件についての質疑にはお答えできない。

また、その他の案件についても、事後に事務所等に問い合わせただいても、業務の支障になるので、控えていただきたい。

なお、本日の質疑に対してできるだけ回答したいが、後日の追加の質疑にもお答えできないので、ご了解願いたい。

○公有地の拡大の推進に関する法律制定までの経過

昭和42年に土地の先買えに関する法律は一定整備されていたが、高度経済成長に入り、土地の高騰、都市問題等が発生してきて、それに伴い社会情勢が変化していく中で、抜本的な対応を迫られるようになった。

秩序ある都市計画を実施していくには土地の確保が必要であり、土地の高騰による土地取得が困難になる前に、都市計画に基づき将来的に公共用地となる土地を確保する必要があった。昭和30年と昭和47年との比較で土地の価格は約20倍にもなっており、都市部ではさらに高騰していた。

土地を取得しておかないと事業自体も実施できないと。事業をスムーズに進めるためにも土地の取得をなるべく早く行うことは欠かせないものとなった。

よって、公共用地の確保のために先行取得という方法を取ることが望ましいということで、国も法整備に乗り出した。

昭和43、44年ごろには土地の購入に対して、自治体が一般会計債で購入して、国が補助交付してきたが、当初、先行取得は都市計画法や文化財保護法には規定されていたが、問題点があり運用で困難さがあったと。

公共団体は民法上の公益法人である土地開発公社を設立し、先行取得する公共団体の外郭団体として、公共団体の100パーセント出資団体であり、公共団体の分身となる団体となっている。

設立の主な目的は、必要に応じて土地を取得することができる機関を設置すること。「法人」として権利義務の帰属主体性を認めた団体として、自治体とは異なる団体とした。メリットとして民間金融機関から自由に金を借りられる、また公共用地先行取得事業債（概ね事業期間10年）では措置できない長期にわたる先行取得も可能になると。法制定以前の公社は公共団体との責任問題が明確ではなく、法の設立が望まれていた。

③金利の付け替えによる市負担金の、国や府への飛ばしについての違法性は「飛ばし行為」とはどういう意味か。

荒川浩司委員

市が公社から土地購入する場合、交付税等を充当して購入する場合があるので、その関係から違法性があるのかと。

山本大輔弁護士

②<事例>で借入金利息を超えて買い戻した土地に対し、交付税等の補助金を上乗せして交付を受けても、違法ではないのかということで解釈して、②<事例>では特段問題はないのかと思うが、補助金要件や効果、補助要綱等をみて個々に判断すべきかと思うので、回答を留保したい。

④市からの先行取得依頼なしに、開発公社が民間から土地を買うことができるか。明確に「できない」と。

その理由として、公社は定款に定められた範囲内でしか行為能力を有しないと。定款に市から先行取得依頼に基づきと規定されていれば、この行為は無効になる。標準定款例では規定されていない場合は買うことができるとしているが、実際には公社が土地を購入する場合、市からの債務保証が必要であり、市が先行取得依頼していない土地の購入に、市が債務保証をすることはしないのかと。

よって、市からの先行取得依頼なしに、開発公社が民間から土地を買うことはないと。

⑤公社から民間への第三者売却はどのような場合に許され、どのような場合に禁じられているか。

代替用地の場合、市からの売却依頼があった場合のみに第三者売却に限られる。用地取得依頼契約により、公社は市に対してしか売却できないので、その制限をはずす必要がある。また、都市計画法による事業用地の処分は、法17-4で市との協議が必要要件であり、市からの売却依頼がないと認められない。売却方法でも市民から疑義がないように処分する必要がある。

特定土地に該当する土地についても、公募による売却方法が妥当であると。

⑥公社の理事職の者が、都市計画区域内の土地を買い、その土地を他の公社が先行取得した土地と代替することは法的に問題ないか。

特定の土地を想定しており、個々の事情等を勘案し判断しなければならないので、具体的な回答は留保したい。

ただ、参考として法20-1、2では公社役員や職員は取り扱う土地や財産を取得・交換することはできないと。その行為を行ったものは無効であると。

また、公社には服務規律があると思うので、それを見て。

～14:19

1つ目では、造成目的で取得した土地を造成せずに更地で民間に売却することは問題であると。2つ目では、目的を達成した土地は目的を達成する相手方に売却することは適法であると。代替用地を代替用地希望者に売却することは、上記解釈により「法に反しない」と解される。

②金利の振り替え行為について

<事例> 代替用地Aと事業用地Bをいずれも借入金で公社が購入し、数年後に市が事業用地Bの買い取りに対し、代替用地Aの金利分を上乗せして買い取っていた。

売買価格が適正かどうか。売る側と買う側の事情があり、買う側は購入物と同等の価値しか支払うことはない。法では公社が土地購入する場合は、基本的に金融機関からの借入金により購入し、当時の金利や諸経費を上乗せして、市に売却すると。

借入金の利息を上乗せして市が購入するのは用地取得委託契約に規定されているからであり、公社に損をさせないようにするためであり、契約内容による行為である（変更された場合は変更契約による）。また、議会では債務負担行為の議決を行っており、それを超えることは許されない。

売る側は、土地の価値を毎年度作成の、経理基準要綱に基づく予算や財務諸表に反映し、経理基準要綱とは財務諸表の記載要領を国が通達したもの。

事業用地Bでは経理基準要綱では資産勘定で、それぞれの用地にそれぞれの借入れ金利を毎年計算し、諸経費も計算する。当該土地のそれまでの取得原価は経理基準要綱に基づき記載されていれば明確である。

事業用地Bで、その借入金利息を超えて利息を支払っている場合、対価以上のものを支払っていると見られる。

法の趣旨・目的で、土地を先行取得するために完全子会社の公社を設立するという法であり、公社の損得は市の損得に帰属することになる。市と公社で変更契約を締結し、事業用地Bの借入金利息を超えて支払っていても、その部分が公社にプールされたり、今後の借入れ金利上昇に対して対応されている場合、全体として損得に変わりはない。

法の趣旨では、秩序ある都市整備という強行目的を実施するにあたり、市の財政負担を可及的に減らすようにということもあり、市長や議会のチェック機能という権限があると。問題は市と公社の一体性をどこまで見るのかと。公社は市の分身であり、市が公社に援助しても法に合致し問題ないと。また、法26条では市の財産を無償で公社の利用の用に供できると規定している。

公社は、市では機動的に土地の先行取得できない、予算つけできない。完全子会社として公社を設置し、最終的に清算した場合に負債があった場合は、公社が債務を弁済し、それでも賄えない場合は市が連帯保証人として弁済すると。また、資産がある場合は清算後、出資母体である財産を全額引き受けることになる。

市と公社は完全親子会社の関係であり、損得も完全に共有しており、財産の不正流用などでない限り法の趣旨に反しないと解される。

よって、<事例>は法に反しないと解される。

山本大輔弁護士

明確な違法性はないと。法は違法として罰するまで予定していないと。経理基準要綱や予算基準要綱は法や規則、省令などから委任を受けたものではなく、学識経験者が集まってつくった会計基準を公正な会計基準として使用してと、旧自治相が採用したものであり、経理基準要綱に違反しているから、法違反とはならないかと。

高宮泰一委員

決算を粉飾することへの違法性は問えないと。

山本大輔弁護士

法では、経理は適正な方法で一般的に妥当な方法で処理してと。そのために経理基準要綱があり、それに違反しているので法違反となるかは分からないと。粉飾が明らかに経理基準要綱に則っていないとなると、法の趣旨に違反しているとなるのかと。

高宮泰一委員

誰かが訴えなければ、裁判で判断されないのかと。

山本大輔弁護士

違法かどうかは裁判所で判断するのかと。しかし、その前の適切か不適切かは議会や市長が必要な措置を講じるよう命じたり、資料請求して調査することはできると。訴えるようになる前に早い段階で調査すると。議会で問題であると考えれば、法違反に関係なく是正命令をすると。またそれに不服がある場合はさらに協議していけばいいのかと。

大谷洋介委員

①公社の民間への直販行為の違法性では、市と協議して進めていくと。事業目的が達成されない場合は売却も認められるのかと。当初の事業目的が達成されない場合は、市が先行取得の解除届けなどを出すなど、公社が目的を達成できないので、直販できるというのはどうか。

山本大輔弁護士

公社が市と協議せず、勝手に売却することは契約違反と。全く事業ができないと判断して売却することは市が決定することと。公社が勝手に解釈して売却することは、契約がある以上できないと。

塩見 仁委員

10年以上塩漬けの土地に対して、契約変更等が行なわれているのかと。30数年たっている土地もあり、事業進捗できるのかと。個々の土地の事例に対して

野田勝康委員長

資料に基づき説明願ったが、質問があればどうぞ。

審良和夫委員

④市からの先行取得依頼なしに、公社が民間から土地を買うことはできないと。市の債務保証がないからと。もし、公社に内部資金がある場合に、買っても法的に問題ないか。

山本大輔弁護士

公社に資産があっても、定款に定められた範囲内でしか行為能力を有しないと。もし、定款に市からの先行取得依頼に基づきと規定されていない場合は、買うことができる。制限する法的規定はないと。

しかし、市の取得依頼で土地を取得、造成、斡旋、測量すると。趣旨からして法的に認められないのではないかと。

審良和夫委員

定款違反になれば違法と。(山本大輔弁護士＝定款違反は違法である。)

荒川浩司委員

質問⑥の場合の違法性、犯罪性は。

山本大輔弁護士

犯罪となると思いつかないと。(売買契約は)無効であると。

民事上は、法20-1、2で役員の売買契約は無効になり、契約は無かったものになると。例えば土地は公社に戻り、または土地の所有者に戻り、お金は双方に戻ると。

刑事上は思いつく犯罪が思いあたらないと。

荒川浩司委員

年数がたって、建物が建っていたり、第三者売却されている場合は。

山本大輔弁護士

法の原則は無効と。余りにも時間がたっているとか、事実行為の確定などでは、権利内容や信義誠実の原則に反すると、調整される場合もあると。建物を壊す場合は国民生活上の大きな損失があるので、別途お金で解決させるとかもあるのかと。法では特異なことは規定しないと。

高宮泰一委員

支払い利息を簿価に上乗せすることは法的に可能と。支払い利息を簿価に上乗せしたり、経費に入れたりという年ごとに違った方法をとることは違法か。

り、それぞれに定めた規程を守ることが基本になると思うが、それにより損失を出すのかどうかと。法と会計とは境目がはっきりしておらず、その時々公認会計士などの見解も含めて、絶対に法に違反していないとかという判断はできないと。

高宮泰一委員

毎年の決算について、すべて簿価に上乗せしたり、一部支払い利息に充てているなど、決算時にいくらかの利益を出すために、毎年決算処理が違うと。

山本大輔弁護士

どれだけ利益が出ているか、損失がどれだけ出ているかはっきり分からない決算は適切ではないと。

高宮泰一委員

商法でも粉飾決算は厳しくなっており、横領などがなくてもトップが辞表を出すなど厳しいものと。(今回の公社では)粉飾に近いものを行ってもなんら責任は問われないと。法は商法などに対しても緩いものになっていると。粉飾する場合は、何らかの理由があるのかと。

山本大輔弁護士

会社では粉飾する場合、あえて赤字を出して税金を減らすと。またあえて黒字を出して銀行からの借入を増やすと。公的なものである公社は余り利益を出してはならないという通達が出ている。余り利益が出ると、運用するために借入金を早く返済すると。プラス、マイナスが出ても結局イコールと。通達や法では利益を余り出してはならないと。準備金や国債など安全な資産で運用すると。

1つにはあえて利益を減らして、その分を借入金の返済に充てるという操作をしたと。平成3年以前なら地価が高騰しており、そのときに土地を売却するとどんどん利益は出てきたと。その利益を減らすためにいろいろ操作したと。理論としてはそのような方法もあるのかと。そのような仮説を立てて行っていくこともあるのかと。

審良和夫委員

- ①借入れ利息をあちこちの土地に付け替えて、利息の世代間負担が違ってくる、それは違法かどうかと。
- ②直販で公社の利益を出して、公社の剰余金でさらに民間の土地を買って、さらに売却すると、違法性は。
- ③公社の余剰資産で全額土地を購入して、借入れ利息がない土地に金利を上乗せしていくことは違法ではないのか。

山本大輔弁護士

- ①「世代間負担では、後の世代に負担やつけがきてくると。問題だが、経理基

違法性があるのかないのかと。

市民に損害を与えないために公社が行ってきた決算について、議会も毎年報告を受けてきたが、詳細については説明を受けてこなかったもので、直接市の財政に影響してくるという危惧があり、そのあたりの見解について、時期的なことに対してどうかと。

山本大輔弁護士

行政の政策的なことかと。何年が目途というのは言えない。

司法場で違法であったとしても、前段階で市長や議会で適切ではないとなるのではと。自治体は地方自治法で手続きは透明で、公正で、費用対効果を考えてという一般原則があり、不明朗でみてよく分からない、明確でないという点ではなるべく早く明確な運営をすることが望ましいのかと。

稲垣司郎委員

市と公社は一体のものと。事業用地や代替用地は市と協議してと、公で売買すれば契約や口約束でも、互いに理解すれば言いということか。

山本大輔弁護士

法的には文書として求められていないと。しかし、後からの検証には文書があることが望ましいと。

稲垣司郎委員

公社から市が土地を買い取る場合、公社の業務方法書があり、造成費用、測量費用、物件管理費用、借入金利息などを合わせて市が買い取ると。長期間保有している土地で利息が嵩んで、当初の買取価格の2倍以上になり、そのために高い物件となり市は買取りにくくなり、市民ではなぜこんなに高くなるのかと。そのために、利息を按分して買い取ることはできるのかと。

山本大輔弁護士

経理基準の話であり、法を超えたもので、按分が即、法違反とはならないと。

稲垣司郎委員

元帳では、最初の利息から徐々に変更していき、按分ではもともとの利息が分からないとなり、既存の規程を乗り越えて按分するということは、規程を破ることになると。市と公社の間でできるのか。

山本大輔弁護士

経理基準要綱は法から委任を受けたものではないので、法違反とはならないと。

しかし、公社は法で公正な経理基準に基づいて処理すると規定されており、そのときに裁判でその時々会計基準にもとづいた会計処理であるかどうかを判断すると。会計基準はその都度変更されており、経理基準要綱はあくまで基準であ

山本大輔弁護士

法での罰則規定は、公共団体の公社への監督権限に反した行為、うその報告をした場合や、法の趣旨である市に届出（法４－１）をせず、有償譲渡した場合と。設立団体の長に予算、決算の報告をせず、また承認を受けない場合などと。

野田勝康委員長

法１４条などあるが、公社は議会の権限外であると以前から聞いてきた。チェックがかからないと。法１４条で議会の議決が必要だと。公社に関する議会の関与度はどの程度かと。

山本大輔弁護士

議案に基づく審議がされるのかと。定款の規定変更内容で質疑・応答されるのかと。問題があれば承認しないのかと。

定款変更では法１４－２に規定されている。

野田勝康委員長

それでは、これで質疑を終了し、山本大輔弁護士の公有地の拡大の推進に関する法律に対する説明は終えたい。

山本大輔弁護士、ありがとうございました。

（ 山本大輔弁護士：退室 ）

ここで研修会を終えて、協議会に入りたい。

少し休憩したい。再開は午後３時５０分とする。

（ 休憩 午後３時３１分、 傍聴者：退室 ）

（ 再開 午後３時３０分 ）

野田勝康委員長

再開する。研修会ごくろうさまでした。

協議会に切り替えて、前回の協議会では１点目に弁護士の依頼状況の報告と研修会の日程、２点目は各委員から要望のあった調査事項の取扱い、３点目に今後の日程についての３点を、ご協議いただいたところです。

各委員から要望についての協議では、４筆の土地の調査、実金利の関係、起案書の関係、公社職員による直接説明の要望の関係と、こういう内容を市当局に正副委員長で申し入れを行ってほしいということだったと思います。よろしいでしょうか。（委員「はい」の声）

ありがとうございました。それでは、本日の協議に入りたいと思います。

本日は、要望がありました事項を正副委員長で申し入れるためには、具体的に申し入れる必要がありますので、１点目は要望内容の確認であります。

まず、高宮泰一委員の要望は①決算における支払利息の処理方法（経費処理又

準要綱に違反していて、法の公正な会計基準に違反しているという話もあるが、単に世代間負担となると政策上の問題であり、法違反という問題ではない。

②定款に市からの先行取得依頼によりという制限がない場合は、定款の根拠規定である法に違反していないのかどうかと。市の先行取得依頼を前提に公社は動くことになっているので、法の趣旨からも、市が全く関与せずに公社だけで土地を購入することはできるのか疑問だと。

③法では売買価格と経理基準要綱との相互関連性を規定するものがない。簿価設定の違法性の話しかと。売買価格が簿価より高い場合、すべて違法になるのではなく、市の財産を公社に渡すということで、公社は市の全額出資の完全子会社で、大きな会社としてみれば、財産が右から左に行っただけと。公社の中でプールされている場合も枠内から外部に出ていないので、法の趣旨に反しない、内部の財産管理の問題と。

大谷洋介委員

代替用地の直販について、市は過去の公社職員が将来の市や公社会計の負担を考慮して、自分たちで事業用地を売買したり、簿価を操作したということは、市が全く関与していないので、法違反が濃厚と考えていいのか。

バブル以降に塩漬け土地の時価が下がっていくので。簿価の利子の付け替えなどをしていたと。理事や理事長の関与が全く中で操作したと。

山本大輔弁護士

何の権限もなく、用地取得依頼契約もあり、法的拘束力もある中で、勝手に売却してしまうことは、市との契約では債務不履行と。

時価が下がる前提では、早く売却するというのは分かるが・・・。

大谷洋介委員

関与された公社の中でこのようなことは無かったか。

（山本弁護士＝私は経験したことはない。）

（「背任では」という声があり）

山本大輔弁護士

「背任」とは事務処理者が本人の財産を本人を害する目的で、自分の利益を図る目的で、本人の財産に損害を与えた場合は刑法上の背任となるが、職員は本人の利益にもならないし、公社の財産が減っているということはあるが、背任では「全体財産」としては土地がなくなっても、売却代金などそれに替わる財産が帰ってくれば背任ではないと。契約違反であると。

公社は市に対して土地を売却することは、市との用地取得依頼契約があるから土地を売却する必要があると。

稲垣司郎委員

法による罰則規定は。

稲垣司郎委員

市長は全部資料は出していきと言っている。市や公社が出すか出さないかではなく、市長は最高責任者として出すと言っている、公社はそれに対応していく。議会もあるときは議長で、あるときは委員長ではなく、あくまでもトップである議長から要求していく。議会も筋をとおして、足跡を残してきちんとしていく。調査に時間がかかる、かからないに関わらず、市長が言っているので、出さなければ再度言っていく。

大谷洋介委員

そのとおりで、公に発言したことは守ってもらうと。

塩見 仁委員

調査特別委員会は今日はこれをして、そして次のステップに乗せていく。議長からの申し入れについては、議長から申し入れてグレードをつけてやっていく。しかし、委員会で整理したものを申し入れていくので、市で保管しているもの、公社で保管しているものも委員会で整理して、委員会として申し入れていくことでよいのでは。

野田勝康委員長

一度これで行くと決めれば、これで行くと。弁護士から話を聞くと、また違う論点が出てくると。毎回、協議会で論点がどんどん変わってきて、委員会の進行の仕方についてもその都度整理していかなければならないと。

例えば直販行為については説明を受けて、これでいいのかどうかと。

今後の整理として、何を議長を通して、何を通さないのかと。整理しておく必要があると。

稲垣司郎委員

議会を代表して対外的に文書を出す場合は、すべて議長名で出すものと。不適切な事務処理に対する調査であり、いい加減な報告はできないと。

野田勝康委員長

どこまで議長に報告して議長から依頼するのか、どこまでは委員長で依頼するのか決めてもらってと。

塩見 仁委員

これまでも正副委員長で論点を整理してもらって、正副委員長で資料請求などしてもらったので、正副委員長で進めてもらったらよいと。

稲垣司郎委員

外部に出す場合はトップである者の判を押して出すのが原則と。原則を破ると不適切な事務処理を指摘できない。けじめをつけて正規の手続きを踏んで、その

は簿価参入)の調査と、②9番、46番、90番、101番の4筆の土地の一件書類の調査要望だったと思います。

一件書類とは何か。具体的にお願したいと申し上げたところ、高宮泰一委員から、①土地の履歴書、②市からの依頼書、③相手方との契約書、④旧の毎年の簿価一覧表の4点を具体的に申されました。

今申し上げたことで、よろしいでしょうか。(高宮泰一委員=はい)

それでは、申し入れ内容は、①、②、③、④という内容でございます。

大谷洋介委員からは用地簿価の実金利と振替後の金利について、116筆の一覧表を提出してもらいたいということだったと思いますが、これでよろしいでしょうか。(大谷洋介委員=はい)

ありがとうございました。それでは申し入れ内容は、用地簿価の実金利と振替後の金利について116筆全筆の一覧表の提出という内容でございます。

更に、高宮辰郎委員からは土師足原の土地について都市計画事業化が可能かについて再度説明を求めたいということでした。これで、よろしいでしょうか。

(高宮辰郎委員=はい)

ありがとうございました。それでは申し入れ内容は都市計画事業化について再度説明を求めるものでございます。

そして、高宮泰一委員の要望で、4筆の土地の一件書類について、公社職員を呼んで直接説明を受けるという内容でしたが、こういうことでよろしいでしょうか。(高宮泰一委員=はい)

ありがとうございました。

今後の進め方として、次回に向けて市や公社に申し入れをしていきたい。今後11月18日(木)午後1時30分からと11月25日(木)午前10時からの2回予定をしてもらっている、申し入れ内容について、どの項目を市に説明してもらうのか、どの項目は公社に来てもらって答弁してもらわないと、となると根拠が必要と。正式に参考人招致となると時間がかかると。もし18日には公社職員は来ないとなると、11月25日も予定しているので、とりあえず説明に来てもらうと。

大谷洋介委員

公社職員に来てもらえばいいが、資料が膨大になるのかと。関係する資料をすべて出してもらって、特別委員会で事前に資料を見て1日程度で調査して、疑わしい点のみ公社から説明を受けると。こちらの疑問のあるもののみ質疑を行っていくと。最初に書類を見てからと。

または、11月18日までに資料を出してもらえればと。

野田勝康委員長

11月18日までに資料は出してもらうよう申し入れている。しかし、どの範囲まで出してもらえるのかと。

審良和夫委員

私はどちらでもいいのかなと。このことで時間が過ぎることが無駄なことと。

常任委員会での審査結果についても、口頭で結果のみ委員長から議長に報告している。それまでの細かな経過は報告していないので。

高宮辰郎委員

これまでは行政への書類依頼は委員長名で行っていたと。

野田勝康委員長

公社への書類提出依頼は、文書で依頼をしているのですね。

丸山次長補佐

公社への文書での依頼はしていない。

稲垣司郎委員

文書発番として、文書出して管理していくと。口頭で話しをするようなものではないと。

野田勝康委員長

質問事項や提出文書一覧は文書にして出しているが。

稲垣司郎委員

発番を取って足跡を残していかないと。やっていると思っていた。事務局はよく分かっているはずと。何もなく口頭だけなのかと。

辻本議会事務局次長

委員会として議決されたことは発番を取って文書で出していくと。しかし協議会の場合は性格を異にしており、委員会の場合は事前にプレス発表もして、日時と議題はこれと広報して、100条でもそのように運用してきた。委員会で正式に合意形成できたものは、議長名で発番を取って文書で出していくと。

稲垣司郎委員

外部へ出る場合は、委員会に切り替えていくと。公社も議会も市の内部機関ではない。協議会であるのでメモ書き程度で出していくとなると。足跡を残して文書として残していくと。

委員会で決定しないと文書では出せないと事務局も指摘してもらわないと。

野田勝康委員長

委員会での決定事項はあくまで委員会と。今後決定事項は委員会に切り替えて決定して、後は委員長名か議長名かは協議してと。

都度委員会で案を作って確認して、議長に報告して議長名で要求してもらおうと。

野田勝康委員長

それでは、その都度文書で議長に報告すると。(稲垣司郎委員=その通り)

それでは18日までに要求できない。18日に書面作って議長に委員長名で報告して、議長から要求してもらうことになるかと・・・。

稲垣司郎委員

持ち回りで委員会をしてもよい。

高宮泰一委員

対外的というのは、弁護士依頼などの場合であり、議長に報告をして了解の上で、公社などは内部であり正副委員長で文書を出していくと。なんら問題はないのかと。

稲垣司郎委員

議長も責任を持ってもらって、議長名ですと。

高宮泰一委員

それでは文書作って1か月かかるとなると、遅々として調査が進まないと。

野田勝康委員長

それでは、委員会を開かなくてもFAXで文書を各委員に送って、申し入れ文書を委員で確認してもらって、違ったら訂正して送り返してもらうということで確認して申し入れをしてもいいのかと。

市の外部に、弁護士などに依頼するは議長名でないと・・・。

稲垣司郎委員

公社も議会も市の内部機関ではない。議会は審議機関であり、談合的なことでやっていくと、言いにくいこともいい加減な質問になると。

野田勝康委員長

今回の文書は正式文書として要求していくと。付託されているので議長には報告していくと。すべて行政に出す場合は議長名で出していくのかと。

大谷洋介委員

議会として統一すべきことであり、特別委員会で決めることではない。

100条でも外部に対しての正式依頼は議長名で、内部に対しては議長に報告して委員長でされたのかと。これまでの慣例に従って、でいいのでは。

稲垣司郎委員が指摘されたことは、議会運営委員会か各派幹事会で検討してと。

何が問題で、何を資料請求すべきかは委員会で決めてもらったらと。

荒川浩司委員

追加として、先ほどの弁護士が指摘された公社の服務規程について、資料請求を追加していただきたい。

野田勝康委員長

それでは、6番目として加えてと。

荒川浩司委員

③について、弁護士に具体的な事例を出して、違法性を改めて聞くこともやってほしいが。

野田勝康委員長

山本弁護士に確認したが、別件で契約してと。委員会で諮って別件として聞くと。

荒川浩司委員

委員では解釈できないので、プロの見解を聞いて調査報告としていくと。

野田勝康委員長

文書の取扱いの不手際は、今後文書で依頼等を行っていくと認識している。

それでは、荒川浩司委員からの項目も加えて6項目について、再度FAXで文書を委員に流すので、確認をしてもらって、もし指摘事項があれば書いてもらって事務局に返信してもらって、それを再度まとめて最終確認を全委員にしてもらって、それを受けて正副委員長名で文書で市に要求するということでしょうか。

(委員=はいの声)

その後、参考人招致などすべきとなると、議長名で行っていくとしたい。

それでは、文書で市に請求するようにFAXを流すので、各委員で確認をお願いしたい。高宮泰一委員の関係は次回、11月18日までに資料を出していただきたいと付け加えていきたい。

次回は11月18日と、またFAX出させてもらう。

なければこれで協議会を閉じる。

大変ご苦労さんでした。

< 閉会 午後4時44分 >

稲垣司郎委員

それでは、これまでは協議会なので非公式なものと。それでは市も非公式の依頼なのでいい加減でとなる。

野田勝康委員長

今後、委員会に切り替えて誰の名前で、どのような文書でと了解を取るのなら、持ち回りでの委員会とはならない。

稲垣司郎委員

持ち回り決裁もあるので。

野田勝康委員長

そうすると全員集まってもらって、次回に正式に決定して、正式に依頼をしていくと。

これまでの協議案件ではその都度視点が違い、整理する必要があると。整理したものはできているので、また見てもらったらと。

長時間になっており、委員会の持ち回りなどあるのか。

稲垣司郎委員

資料請求出れば、予め委員が意見を出して、文書でまとめてFAXで確認したらと。

野田勝康委員長

前回はこの5点について、申し入れを決定していない。これまでの協議を確認したことにとどまっている。次回の委員会でこの5項目で文書で依頼していくとすることを決めればいいのかと。

高宮泰一委員

委員長が整理して5項目にまとめて、これでよろしいかと諮ってもらえればいいのかと。また付け加える事項があれば出してもらってと。

塩見 仁委員

重要な決定事項は委員会で決定して議長名で出していくと。この調査特別委員会の特命の付託を受けていると。委員会で決定したことは議会で決定したことと。それまでの段階は委員長名であっても議長名と同等で扱うと。100条委員会でもそのように運用されてきたと。そのことを特別委員会で確認ができればいいのかと。

今回の資料請求については、正副委員長名でこういう方法でやると決めておいてもらったらと。

節目では議会として議長名で、市へフィードバックされていないという処理の仕方がどうかという指摘もあるかと。